

研究開発税額控除

フランスの研究開発税額控除(CIR)は進出企業にとって非常に有効な支援策だが、先ごろ新たに強化された。2013年1月1日より、中小企業のイノベーション関連費用も控除対象となり、この適用範囲の拡大により年間16億ユーロの追加支援を行う。また、研究開発税額控除総額が2010年の50億ユーロから2011年の52億ユーロ¹に引き上げられるなど研究開発分野で活動する企業への支援を益々強化している。

I- 研究開発税額控除を受けるために企業が満たすべき2つの条件

I.1- 法人税の課税対象であること

所得税(IR)または法人税(IS)の課税対象であるあらゆる企業が研究開発税額控除を受けることができる。

新興革新企業(JEI)などの資格で法人税の一時的な免税措置を受けている企業も、研究開発税額控除を受けることができる。つまり、1企業が、新興革新企業としての法人税免税と研究開発税額控除を同時に受けられるということである。

I.2- 研究開発費用の支出があること

研究開発には3つのカテゴリーがある²：

- **基礎研究**：特定の応用、用途を考慮することなく、現象や観察可能な事実の根拠に関して新しい知見を得るために行なわれる実験的又は理論的研究
- **応用研究**：特定の実践的目標を定めて、新たな知見を得るために行われる独自の研究
- **開発研究**：実践的研究および/または実験によって得られた既存の知見に基づき体系的に行われ、新しい材料、製品または装置の製造の開始、新たなプロセス、システムまたはサービスの確立、あるいは、既存のそれらの本質的な改良を目的とする研究

対象となる研究例：

医療分野：

- 基礎研究：抗体の分子におけるアミノ酸連鎖の同定
- 応用研究：様々な疾病における抗体の差異化
- 開発研究：抗体の合成方法と臨床実験

¹ 出典：高等教育・研究省

² フラスカティ・マニュアルが研究開発活動の範囲を定義するための国際的な基準

化学分野

- 基礎研究: ポリマー化反応、結果の生成物、および、その物理・化学的特性の研究
- 応用研究: 特定の物理・化学的特性を有する(それにより特定の有用性を持つ)ポリマーを得るための、何らかの1つのポリマー化反応の最適化の試み
- 開発研究: ラボで最適化されたプロセスのより大きな規模での実施、ポリマーの製造方法の研究と評価

人文科学分野

- 基礎研究: 金融リスクに関する新理論の構築
- 応用研究: 保険や預金が様々な市場に関するリスクをカバーすることを可能にする新たなタイプのアルゴリズムの研究
- 開発研究: 新たなアルゴリズムに基づくソフトウェアやリスク管理サービスの開発

企業は、自らの活動が実際に研究開発にあたるかを確認するため、事前照会制度を利用することを強く推奨されている。企業は事前審査申請を受領確認付き書留郵便で税務署、高等教育・研究省、または BPI フランス(フランス公的投資銀行)に送付する³。3 か月以内に回答がない場合は、行政が暗黙の了解をしたものとみなされる。この申請は、年間の税申告書の提出期限日の6 か月前までに行う必要がある。

II- 研究開発税額控除の適用対象となる費用

II.1- 研究開発費用

- 研究者と研究技術者の人件費(税引き前給与、法定社会保険費の雇用者負担分、利益参加または利益分配賞⁴)。これらの費用はその額の150%が算入される。
- 研究開発活動に配属された若年博士の給与は雇用から24 か月間その金額の400%が算入される⁵。24 カ月の期間の終了後は、この費用は通常の研究者の人件費として扱われる⁶。
- 研究活動に直接充てられた不動産と設備の減価償却費および運営費はその額の175%が算入される。
- 研究のために取得した特許と植物育成者権(COV)の減価償却費
- 特許と植物育成者権の登録、維持費用および保護に要する費用
- 年間60,000€を上限とする、特許保険契約に関わる保険料
- 規格化費用の50%

³ 研究開発税額控除制度の CIR 事前審査申請用紙 (仏語):
http://www.impots.gouv.fr/portal/deploiement/p1/fichedescriptive_5139/fichedescriptive_5139.rtf

⁴ 2014年3月12日の国務院の決定

⁵ 若年博士は無期限雇用契約での雇用でなければならない

⁶ 金額の150%で算入される

- 外部に委託した研究開発活動に関する費用は、以下を上限として算入される。
 - 企業と認定業務委託先間に資本関係がある場合、年間 200 万€
 - 企業と認定業務委託先間に資本関係がない場合、年間 1,000 万€
 - 公的な研究機関、修士号を授与することのできる高等教育機関、科学的協力のための公的機関、科学的協力のための認定財団、または、研究分野の公益性を認定された財団に委託した費用は、1,200 万€

公的機関に委託した研究開発費用は、企業と業務委託先間に資本関係がない場合、その金額の 2 倍が算入される。認可された企業や民間の専門家に委託した研究開発の費用は、上述の上限額の適用以前に、研究開発税額控除の対象となるその他費用の 3 倍を上限とする。

- 年間 60,000€を上限とする、技術動向モニタリング費用

II.2- イノベーション関連費用

2013 年 1 月 1 日から、中小企業⁷が支出したイノベーション関連費用は、研究開発税額控除の対象となった。イノベーション関連費用とは、まだ市場に投入されていない、または、より優れた性能を有する新製品のプロトタイプ的设计業務の実施にかかる費用である。

算入対象となる費用:

- イノベーション関連業務の実施に充てられた不動産と設備の減価償却費
- 運営費
- 対象となる業務に配属された人員の人件費
- 知的財産関連の費用

一つの業務が、研究開発税額控除とイノベーション税額控除の両方の対象となり得る。

III- 研究開発税額控除の控除額の決定と申告の義務

III.1- 研究開発税額控除の控除率

研究開発部分に関しては、控除は年間 1 億€を上限とする研究開発費の 30%相当額で、この上限額を超えた部分については 5%が適用される。

イノベーション部分に関しては、研究開発税額控除は年間 400 000 €を上限とする対象と認められた費用の 20%で、これは、イノベーション税額控除の上限である 80 000 €に相当する。

III.2- 研究開発税額控除の利用

⁷ 従業員数 250 人未満、年間売上が 5000 万€未満、または、総資産額が 4300 万€未満の企業。

研究開発税額控除が算定されると、その金額は企業に課せられる法人税(IR または IS)から控除

- 研究開発税額控除の剰余分は、以降 3 年間の法人税(IR または IS)の支払いに利用可能
- 研究開発税額控除の未使用部分は、上記の 3 年の期間の後、還付を受けることが可能

中小企業と新興企業は研究開発税額控除の即時還付を受けることができる。

III.3- 申告の義務

研究開発税額控除を受けるためには、企業は専用の申告書 No. 2069 A に記入する必要がある。

用紙は impot.gouv.fr のサイトで「Recherche de formulaires (書式の検索)」から入手可能。

(http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/recherche.jsessionid=4HGVLTIIBTVNHQFIEIPSFFI?pageId=rch_formu&sfid=05&action=criterialPrime)

企業は上記申告書に記入した申告事項を立証できるよう準備しておく必要、つまり、網羅的で明らかな証拠書類をできる限り揃えるよう努める必要がある。この書類は調査時に使用される。

研究開発税額控除の計算例

2014 年 1 月 1 日、ある中小企業が期間 3 年間の研究プログラムをスタートさせたとする。この企業は法人税(IS)の課税対象で、全社員を無期限雇用契約(CDI)で雇用している。

IV.1-経費の支出

支出項目	2014			2015			2016		
	金額 €	算入	適用額	金額 €	算入	適用額	金額 €	算入	適用額
事務系職員の報酬	100,000	なし	0	120,000	なし	0	140,000	なし	0
家賃	70,000	なし	0	70,000	なし	0	70,000	なし	0
一般経費	140,000	なし	0	150,000	なし	0	180,000	なし	0
研究者の給与と社会保障	500,000	150%	750,000	550,000	150%	825,000	600,000	150%	900,000
若年博士の給与と社会保障	100,000	400%	400,000	100,000	400%	400,000	160,000	150%	240,000
研究用機材の減価償却費	50,000	175%	87,500	50,000	175%	87,500	50,000	175%	87,500
非研究用機材の減価償却費	40,000	なし	0	40,000	なし	0	40,000	なし	0
公的研究機関への外部委託費用	200,000	200%	400,000	100,000	200%	200,000	400,000	200%	800,000
民間企業への外部委託費用	50,000	100%	50,000	200,000	100%	200,000	250,000	100%	250,000
研究開発合計	1,250,000	-	1,687,500	1,380,000	-	1,712,500	1,890,000	-	2,277,500
イノベーション関係費用	20,000	100%	20,000	25,000	100%	25,000	40,000	100%	40,000

IV.2-研究開発税額控除の金額(€)

	2014	2015	2016
研究開発	506,250	513,750	683,250
イノベーション	4,000	5,000	8,000
合計	510,250	518,750	691,250

IV- FAQ

- 支社は研究開発税額控除を受けられますか？
 - はい。外国企業の系列企業、支社、または、恒久的施設は、フランスで課税されることを条件に、研究開発税額控除を受けることができます。
- 企業は研究開発税額控除の還付を直ちに受けることができますか？
 - はい。中小企業、新興革新企業、財政的困難にある企業は、研究開発税額控除の即時還付を受けることができます。
- 研究業務の一部を外国で行うことができますか？
 - はい。研究費用の支出は、EU 圏の全ての国、ノルウェー、アイスランドまたはリヒテンシュタインで行うことができます。
- 自社の研究開発プログラムに対して助成金を受けている企業は研究開発税額控除の対象になりますか？
 - 返還義務のある助成金のみが、返還した年の研究開発税額控除の対象になります。返還義務のない公的助成金は研究開発税額控除の対象になりません。
- 研究開発税額控除を受けるためには、研究開発プログラムに関係する知的所有権を保持していなければなりませんか。
 - いいえ。法人利益税を課され、研究開発費の支出のある全ての企業が研究開発税額控除を受けることができます。

詳しい資料は以下よりご確認ください（仏語）：

研究開発税額控除ガイド 2014 年版：

http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/CIR/58/6/CIR-03-12_vweb_212586.pdf

研究開発税額控除適用範囲の事前確認のためのガイド：

http://www.impots.gouv.fr/portal/deploiement/p1/fichedescriptive_6914/fichedescriptive_6914.pdf

注意：本書は、情報提供のみを目的として配布されており、専門家の助言にとって代わるものではありません。上記の情報は網羅的ではなく、省略や誤りがもし含まれていてもフランス貿易投資庁は責任を負いません。本書は、あらゆる適切な情報とこの注意書きが伴ったものとして頒布されます。